令和　年　　月　　日

金融庁長官　○○○○　殿

　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　代表者

連結ベースの計算における保険リスクに係る会社固有の係数手法に係る届出書

「保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（令和７年金融庁告示第74号）」（以下、告示といいます。）第80条又は第85条第２項において準用する第80条の規定に基づき（第80条及び第85条第２項は、他の条文において準用する場合を含みます。）、連結ベースの計算における保険リスクに係る会社固有の係数手法について、下記のとおりお届けいたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 保険リスクに係る会社固有の係数手法を利用する報告保険会社等の商号又は名称 |  |
| ソルベンシー・マージン比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名 |  |
| 新規届出/保険リスクに係る会社固有の係数手法を適用しない保険会社等の範囲の変更 |  |
| 適用開始日 |  |

**適用開始日以後の連結の範囲に含まれる国内の保険会社の取扱い**（新規/変更いずれの場合も記入）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （１）保険会社の商号又は名称 | （２）生命保険リスク/損害保険リスク（注） | （３）会社固有の係数手法の適用（有/無） | （４）（３）が「無」の場合、その理由 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（注）一の保険会社で、生命保険リスク及び損害保険リスクを有する場合は、２行に分けてそれぞれ記入すること。

**保険リスクに係る会社固有の係数手法の適用有無に変更があった国内の保険会社**（新規届出の場合は記入不要）

|  |  |
| --- | --- |
| （１）保険会社の商号又は名称 | （２）変更の内容と理由 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

以上